

# 令和3年度 社会福祉法人 幡多手をつなぐ育成会

## 本 部 事業計画

### 1. 令和3年度に向けて

#### (1) コロナ禍

収束が見えない新型コロナウイルス感染症拡大により当法人設立以来最大の波が押し寄せてきています。その第一は作業部門の柱である中村ソーイング(株)の仕事が令和2年度に激減し、令和3年度においても景気の先行きが不透明な状況下にあることで、大きな減収が予想されます。中村ソーイング(株)への協力と補完対策が喫緊の課題となっています。

国もコロナ対策として、ワクチン接種を医療従事者から開始し、4月からは高齢者へと進める予定ですが、当事業所もコロナ対応として、不要不急の外出を控えマスク、手洗い、三密などの周知徹底を行い、コロナ禍にあっても経営に支障が及ばないよう、国や県・市等の行政機関に対しコロナ禍における障害福祉施策の支援強化を呼びかけています。

#### (2) 基本方針

就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業・共同生活援助事業の安定運営と人材育成、社会福祉法改正5年目、ガバナンスの強化(組織の統治)、財務規律の強化、事業運営の透明性の向上、公益的な取り組みを実施する責務(社会貢献)、行政関与など、その理解とコンプライアンスに従い当法人も運営してきました。今後も更にその徹底を図っていきます。

令和3年度はすべての役員が任期満了を迎え、新役員による新たなスタートの年となります。

また、3年ごとのサービス報酬費改定案が今年2月に示され、試算すると令和2年度を上回る障害福祉サービス収入が想定され、新しい報酬基準の高いスコアが得られるよう具体的な取り組みを行っていきます。

アパート形式のグループホームが好評です。利用希望者の声に応えるべく3棟目のグループホームを令和3年度に建築する計画です。令和4年度供用開始に向けて取り組みます。

### 2. 法人経営及び事業運営

#### (1) 総 括

当法人は「明るく」「楽しく」「仕事し」「生きる」を新しいスローガンとして、利用者を中心に、家族や地域と共に歩いていくことを目標とし、障害の「ある」「なし」に関わらず誰もが安心して生活できる社会づくりに貢献して行くことを“理念”としています。

社会福祉法第3条には「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」と規定されています。この考えを当法人に関わる全ての者が理解し、経営に当たります。

また、多様な利用者のニーズに応じた作業設定を積極的に導入し、障害の状況を問わず誰でも利用可能となる事業所運営を目指します。

## (2) 法人経営

- ①基本方針に基づく法人経営
- ②安定した法人経営をめざし、詳細を各事業計画の中に盛り込み実施
- ③福祉サービス事業の拡大と職員配置を適切なものとしていく。

## (3) 事業運営

### ① 中期長期計画（3年から5年間）の策定

就労継続支援 A 型事業所に従事している利用者の高齢化やコロナ禍による受注減などに対応するため、中長期を見据えて次なる障害福祉サービスの模索と作業収益性の高い作業の検討を進めます。

#### ア 生活介護等の新しい事業の検討

利用者の高齢化や重度化に対応していくために、就労系事業だけでなく「介護給付系」の事業の検討を進めます。

#### イ 日中支援型共同生活援助事業の検討

24時間の見守りや支援を必要とする方々が増えている状況下にあるその受け皿について検討協議を行います。

#### ウ より収益性の高い作業の取り組みと現在の作業との併用の検討

#### エ これからの法人の在り方の検討

社会福祉法改正にある「これからの社会福祉法人の在り方」について事業規模の拡大・法人合併等を含めた検討を「四万十市5法人障害福祉関係事業所連絡会」等を中心に行っていきます。

### ② 短期計画（令和3年度から2年間）

#### ア 定年等による退所者の対応

イ 事業所紹介パンフレットを刷新し、新しい作業内容を皆さんに紹介し利用者増につなげます。

#### ウ 3棟目のグループホームの建築

#### エ B型事業所北側の隣地を駐車場とし借用及び農耕利用

### ③ 社会貢献活動

ア 四万十市社会福祉協議会が事務局となり、法人が行う社会貢献活動を進めているフードバンクへの物品寄付及び「買い物難民」（高齢者や免許を返納した僻地の高齢者など）に対する買い物支援の協力を行います。

イ「四万十市5法人障害福祉関係事業所連絡会」での協議の推進

### ④ 地域連携活動

ア 地元企業と連携して付加価値の高い商品の開発や販売方法を研究します。

イ 施設外就労を拡大し地域で働くことを推進して行きます。

ウ 事業所の理解と利用者を増やすために、県立中村特別支援学校や相談支援事業

所との連携を強化し、職場実習生や見学者を積極的に受け入れます。

エ 令和2年度に渡川2区に加入しましたので、自治活動に積極的に参加します。

オ 当法人主催のイベントに地域住民が多く参加できるよう取り組んでいきます。

カ 行政等が主催する河川一斉清掃、地震避難訓練などへの参加、スポーツイベントの後援などを積極的に行っていきます。

#### (4) 組織体制の強化

① 管理者及び主任の職務権限と決裁権の明確化

② 職員が責任を持って仕事に取り組めるよう部門（工賃達成指導員、苦情受付担当者、業務シフト管理担当者、車両管理担当者、職場内実習担当者、施設外就労担当者、喫茶担当者など）ごとに責任者を配置

③ 職員の能力・仕事の適正、更にはマナー化防止のために、担当責任者の変更やA・B事業所間の人事異動を定期的に行います。

#### (5) 災害・防犯対策

① 災害対策

ア AEDの購入、職員の防災士、防火管理者、救命資格等の資格取得の促進

イ ガラスの飛散防止対策、天井の落下防止対策などの取り組み

ウ 災害備蓄品の点検と計画的購入（防災マニュアルによる）

エ 防災マニュアル、コロナ対応マニュアル等の遵守と指揮命令系統の周知徹底

② 防犯対策

防犯訓練の実施、防犯用具の購入（さすまた等）、事業所駐車場への夜間照明の設置、門扉の設置などに取り組みます。

#### (6) 職員の処遇改善及び人材育成

「利用者満足は職員満足」

利用者が当法人の提供するサービスに安全・安心かつ満足して利用していただくには職員の満足や支援力の向上が重要です。

令和2年度実施した給与等の見直しの結果、職員の処遇改善の成果は見られました。

今年は臨時等職員にも諸手当をつけ、臨時職員から正職員への登用も段階的に進めていきます。

更に、支援力を高めるために必要な研修等を実施します。職員の就労意識や資質の向上を図りチームワークを高めます。

① 人材育成

専門性を高めるため研修会等の開催実施

ア 昨年に引き続き職員に対する施設内研修を月1回実施

イ 職員全体を対象とした職員研修の開催

ウ 外部講師を招き職員研修を実施

エ 外部組織が実施する研修会への参加

- ② 臨時職員から正職員への登用（原則公募を前提に実施）
- ③ 臨時職員と正職員の責任分担の明確化と給与格差の是正（同一労働同一賃金）
- ④ 専門資格取得の推進  
職員の介護福祉士、防災士、防火管理者、救命資格、社会福祉法人会計簿記、調理師等の資格取得を促進します。（費用について法人から助成）
- ⑤ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修への参加
- ⑥ 人事考課の導入とキャリアパスの徹底  
一人ひとりの職員が仕事にビジョンや目標を持って就労し、その労働成果を適正に評価し、キャリア・デザインをサポートします。

### （7）利用者の対応

- ① 研修等の機会を通じ利用者を中心とした事業所づくりを職員に徹底して行きます。
- ② 障害者就労に係る先進的な取り組みをしている事業所等への視察を実施、共に学ぶ。
- ③ 利用者の免許資格などの取得の促進と検定などの受験を推奨します。
- ④ 自立した生活を目標とした取り組みの実施。（就労継続事業から一般就労への取り組み・グループホームからアパート生活へ）
- ⑤ 高齢化や障害の多様化に対応できる作業内容を開拓し、作業選択の幅を広げ、どなたでも長く事業所を利用できるようにしていきます。
- ⑥ 利用者の福利厚生に向けた取り組みとして休憩室等の整備などを検討します。
- ⑦ 作業能力向上と充実感を満たすために必要な対応を図って行きます。
- ⑧ 利用者満足につながる「お楽しみ会」等を定期的実施する。  
ガラガラポン大会・芋掘り・花見・ビアガーデン・忘年会・新年会・その他
- ⑨ 利用者との会話を常に心がけ、利用者の声に常に耳を向け支援を実行して行きます。

### （8）健康管理・健康増進の取り組み

- ① 新型コロナウイルス感染症予防対策  
（朝・昼の検温チェック、マスクの支給、三密等の注意喚起、情報提供など）
- ② インフルエンザ予防接種（費用は法人負担）
- ③ 個別健康指導、血圧測定、健康診断（年2回）、朝礼でのラジオ体操
- ④ 熱中症対策（休憩時間等での水分補給など）

## 3. 行政機関・他法人との連携

新型コロナウイルス感染症対策、事業所への運営支援、農福連携事業、障害者優先調達法の取り組みなど、今まで以上に四万十市などの行政機関や他の社会福祉法人との連携を強化していく必要があります。今後も協議や要望活動に取り組みます。

#### 4. 令和3年度本部の会議等予定

日 程	会 議 等	内 容
4月 1日	辞令交付	
4月 2日	三役会議	理事長・施設長（不定期開催）
4月 9日	主任会議	理事長・施設長・主任（不定期開催）
4月17日	月次決済	令和3年3月月次（各月1回決済）
4月23日	第1回職員研修	理事長 （4月～12月、月1回）延べ9回
4月30日	職員会	A・B合同（月1回開催）
5月 7日	決算等確認	菊池博俊公認会計士
	監査書類等確認発送	監事監査書類
5月28日	第2回職員研修	理事長
6月 3日	法人監事監査	監事2名・理事長・施設長・主任
6月10日	第1回理事会	令和2年度事業報告・決算、評議員 選任解任委員選考
6月19日	後援会総会	福祉工場「中村」後援会
6月25日	定時評議員会	令和2年度事業報告・決算 新理事・新監事の選任
	評議員選任・解任委員会	新評議員の選任
	第2回理事会	新理事長及び新業務執行理事の選定
6月29日	第3回職員研修	理事長 （以下7月・8月・9月・10月）
8月	第4回職員研修会	外部講師による
	第3回理事会（予定）	グループホーム建築工事
3月	第4回理事会（予定）	

#### 5. 令和3年度法人行事計画

日 程	行 事 等	内 容
4月	お花見 シバノ会役員改選	
5月		
6月	健康診断（法人実施）①	
7月	七夕まつり 地域交流会 消火訓練・避難訓練	ビアガーデン （防災マニュアル・消防計画）
8月	ガラガラポン大会①	お楽しみ抽選会
9月	火気設備品等の自主点検	（消防計画）
10月	健康診断（社会保険実施）② インフルエンザ予防接種	
11月	慰安旅行 外へ飛び出せ運動会 うどん祭り	地域福祉交流 喫茶ウイズのイベント
12月	ガラガラポン大会② クリスマス会 忘年会	お楽しみ抽選会
1月	防犯訓練	
2月	節分・豆まき 日帰り研修	ミュージカル鑑賞（愛媛県東温市）
3月		

## 6. 苦情等の受付

「虐待防止法」「苦情解決規程」「健康衛生マニュアル」に従って利用者及び職員、ご家族の苦情、要望、相談、個人情報保護等の質問を受け付ける担当者及び苦情解決の責任者、第三者委員を下記のとおり設置します。事業所内に苦情受付ボックスも設置します。

### 【苦情解決・虐待防止等委員会】

	氏名	住所	連絡先
第三者委員	宮崎 嘉友	四万十市下田 1518	0880-33-0762
第三者委員	居本 高明	四万十市具同 1-6-1	0880-37-3909
苦情解決責任者	金子 千穂	福祉工場「中村」	0880-37-6300
苦情受付担当者	大野 彩美	〃	〃
虐待防止担当者	江口 和樹	〃	〃
健康衛生担当者	岩井 輝	〃	〃

### 【当法人の沿革】

- 昭和52年 6月 ワイシャツ・ブラウスの同和縫製工場として『中村ソーイング株式会社』が設立
- 平成 4年 10月 中村ソーイング株式会社 具同工場が重度障害者多数雇用事業所として創業
- 平成14年 4月 中村ソーイング株式会社から『社会福祉法人 高知県知的障害者育成会』に具同工場を福祉工場「中村」として移管
- 平成20年 4月 障害者自立支援法の施行に基づき、福祉工場「中村」を就労継続支援事業所A型に移行
- 平成22年 4月 社会福祉法人 高知県知的障害者育成会から『社会福祉法人 幡多手をつなぐ育成会』（法人設立）に事業所を移管
- 平成22年 7月 障害者就労継続支援多機能A型・B型へ移行
- 平成25年 5月 グループホーム「ひまわり」ホームを開業
- 平成29年 7月 グループホーム「あさがお」ホームを開業
- 平成31年 4月 障害者就労継続支援多機能型から『A型』『B型』単独型事業へ移行
- 令和元年 7月 就労継続支援事業所B型 福祉工場「中村」B型「ウィズ」の新棟竣工